

新潟市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 7 月 8 日

新潟市長

中原ハ一

新潟市条例第32号

新潟市下水道条例の一部を改正する条例

新潟市下水道条例（平成7年新潟市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「が専属する」を「を選任している」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。